

伊勢市農業委員会 第180回 総会議事録

日 時	令和2年12月9日（水）13時52分～14時52分
場 所	御菌公民館 2F 講堂
出席委員	<p>14名</p> <p>1番 山添 久憲 2番 川畑 幸也 3番 吉田 保</p> <p>8番 北村 安弘 9番 森川 正弘 11番 中西 善夫</p> <p>12番 泉 一嘉 13番 出口 米雄 14番 田畑 春雄</p> <p>15番 奥野 隆史 16番 岩尾 昭 17番 大西 正義</p> <p>18番 早川 繁一 19番 奥本 一志</p>
欠席委員	<p>5名</p> <p>4番 岡田 敏男 5番 中西 重喜 6番 中村 猛</p> <p>7番 濱口 節生 10番 中山 銀蔵</p>
総会出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>日置 幸美（局長）</p> <p>西村 明裕（係長）</p> <p>上野 結女（会計年度任用職員）</p> <p>農林水産課</p> <p>山神 彩花（職員）</p>
会議録署名者	8番 北村 安弘 15番 奥野 隆史
付議事項	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 非農地証明願について</p> <p>議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）</p>
報告事項	<p>1. 農用地利用集積計画の中途解約について</p> <p>2. 農地利用変更届出書について</p> <p>3. その他</p>

議長

みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第180回総会を開会いたします。この体制での総会は今回で最後となります。よろしくお願いいたします。

本日の出席者は14名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。

本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、

8番の北村 ^{きたむら} ^{やすひろ} 安弘さんと、

15番の奥野 ^{おくの} ^{たかし} 隆史さん

のご両名をお願いいたします。

それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。

局長

それでは、付議事項につきまして提案させていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)

以上あわせて5件でございます。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議案第1号の審議に入りたいと思います。このうち9番は、本日出席している農林水産課職員 山神さんに関する分でございます。ひとまず山神さんにご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思います。

(農林水産課 山神退席)

事務局説明をお願いします。

係 長

では本日配布しました資料の確認をお願いいたします。お手元に写真資料を配布しております。不足のある方はみえませんか。ない方は挙手をお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

1-4ページをお開き願います。

まず9番でございます。売買でございます。受人は小俣町相合の畑8筆を譲り受けて新規就農したいとの申し出にございます。申請地は小俣町相合地内 JA伊勢小俣支店より東へ460mに位置する農業振興地域内 農用地区域内の農業用施設用地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。受人は新規就農者で平成30年にJA伊勢傘下の株式会社めぐりん伊勢に就職し、そこで研修を受けてこのほどめぐりん伊勢を卒業して独立することとなり、農地を取得したいとの申し出にございます。そして、ここで新規就農するにあたり営農計画書が提出されまして、イチゴを栽培するとのことでございます。また今回の取得面積が38aでございまして、下限面積の50aを満たしてはおりませんが、今回同時に利用権設定の申請も提出されており、1,566㎡を使用貸借したいとの内容となっており、両方をお認めいただきましたら、下限面積を満たします。よって本案件は、お認めいただきましたら、一旦許可を保留し、利用権設定も認められて告示されましたら、その告示された日付をもって許可日としたいものでございます。

説明は以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第1号中の農林水産課山神さんに関係する分については承認することとし、一旦保留して、利用権設定の告示日と同日付で許可することに決定いたしました。それでは山神さんにお戻りをいただきたいと思います。

(農林水産課 山神着席)

それでは、議案第1号のその他の案件の審議に入りたいと思います。事務局説明をお願いします。

係 長

では改めてご説明を申し上げます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。1ページをお願いします。件数は9件で田が4筆の3,526㎡で、畑が17筆の5,955.03㎡で、合計21筆の9,481.03㎡にございます。次のページをお願いします。内訳といたしまして、全て所有権移転でございました。

それでは1-1ページをお開き願います。

1番でございます。こちらは贈与でございます。受贈者は村松町の田1筆、畑1筆、計2筆を譲り受け経営の拡大をしたいとの申請にございます。申請地は村松町地内に点在しており、4349番は農業振興地域内農用地区域内農地で、3116-1は農業振興地域内農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、3116-1については農地の形態とは思えない状態で荒廃農地と判断され、営農計画書の提出を求めました。一方の4349番は自作地にございました。稼働人員は3名でございます。

続きまして2番でございます。こちらも贈与にございます。受贈者は村松町の田1筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 国道23号 村松町2交差点より北東へ430mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。

現地調査の結果、自作地にございました。稼働人員は3名にございます。

続きまして3番でございます。こちらも贈与にございます。受贈者は東大淀町の畑2筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請にございます。申請地は2筆が隣接しており、東大淀町地内 市立東大淀小学校より東へ140mに位置する農業振興地域内農用地区域内農地にございます。現地調査の結果、防草シートで覆われてはいましたが、自作地と判断しました。稼働人員は3名でございます。

次のページをお願いします。1-2ページをご覧ください

4番でございます。こちらは売買にございます。受人は東大淀町の田2筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請にございます。申請地は2筆が隣接しており、東大淀町地内 東大淀排水機場より南へ80mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地にございます。現地調査の結果、自作地にございました。稼働人員は3名にございます。

続きまして5番でございます。こちらも売買にございます。受人は柏町の畑3筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請にございます。申請地は3筆が隣接しており、柏町地内 国道23号 柏町交差点より南へ390mに位置する3筆ともが農業振興地域内 農用地区域内農地にございます。現地調査の結果、自作地にございました。稼働人員は2名にございます。

続きまして6番でございます。こちらも売買にございます。受人は柏町の畑1筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請にございます。申請地は柏町地内 加須夜神社より南へ110mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地にございます。現地調査の結果、自作地にございました。稼働人員は1名にございます。

次のページをお願いします。1-3ページをご覧ください。

7番でございます。こちらも売買にございます。受人は栗野町の畑1筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請にございます。申請地は栗野町地内 栗野農業研修センターより南へ130mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地にございます。現地調査の結果、自作地にございました。稼働人員は2名にございます。

続きまして8番でございます。こちらも売買でございます。受人は村松町の畑1筆を譲り受けて経営の拡大をしたい旨の申請にございます。申請地は村松町地内 国道23号 村松町4交差点より西へ130mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、申請地は自作地にございました。受人の営農する農地は18aでございます、下限面積の50aを満たしてはおりません。しかしながら、同時に利用権設定の申請も提出されており、2,908㎡を使用貸借したいとの内容となっており、両方をお認めいただきましたら50aの下限面積を満たすため、今回の議案に上程したものでございます。よって本案件は、お認めいただきましたら、一旦許可を保留し、利用権設定の方も認められて告示されましたら、その告示された日付をもって許可日としたいものでございます。また、稼働人員は1名でございます。

説明は以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、その他の1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第1号のその他の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することとし、8番につきましても9番と同様に、一旦保留し、利用権設定の告示日と同日付で許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号の審議に入りたいと思います。

まず1番につきましては^{もりかわ}森川 ^{まさひろ}正弘委員に関係する分でございます。ひとまず森川委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思っております。

(森川委員退席)

事務局説明をお願いします。

係 長

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。

2-1ページをご覧ください。

1番でございます。申請者は上地町の登記地目畑、現況地目田の1,652㎡の内600㎡について農業用倉庫 建築面積194.40㎡を建てたいとの申請でございます。いわゆる部分転用でございます。申請地は上地町地内 永耐橋より南へ170mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。従いまして、農地転用は原則不可にございますが、不許可の例外ということで農地法第4条第6項ただし書きがございます。これは農用地利用計画に指定された用途に供するものは不許可の例外に該当するというのがございまして、本件はこれに該当します。なお、本件は、令和2年11月20日付で農林水産課より用途区分変更許可済みとなっております。さらに当該地は令和元年8月23日付で農業経営基盤強化促進法に基づき所有権移転が行われた農地でございます。この案件につきましては、あっせんした三重県農林水産支援センター及び三重県農地調整課に確認しましたところ、農地法第3条で取得した農地と同様に扱うこととし、農地として少なくとも原則3年3作は営農を行うことに準じることとさせていただきます。しかしながら申請人より早期転用理由書が提出され、営農を拡大したこと、そして新型コロナウイルス感染防止対策のため、一人で作業ができるようにフレコン計量ユニットをはじめとした新規農業機械を増やしたことにより、現在の農業用倉庫に収まりきらず、一部の農業用機械が敷地内に雨ざらしの状態に停めてあるため、機械の傷みが早くなり維持管理に支障をきたしていること、そして本来使用すべき作業スペースに農業用機械を停めてしまっているため作業スペースが狭くなり営農作業や安全性に支障をきたしている状況となっております。

れを解消するために自宅の農業用倉庫に近接している当該申請地に建てたい旨の内容が上申されております。事務局といたしましては、申請地の現地調査及び営農状況を見た上で事務局内にて協議してやむをえない理由として妥当と判断して本総会に上程したものでございます。現地調査の結果、自作地にございました。排水は雨水のみで自然浸透及び北側既設水路へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロック擁壁を設置するものでございます。

以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、資金面からも転用確実に転用やむをえないものと判断しておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、2号中の森川委員に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは森川委員にお戻りをいただきたいと思います。

(森川委員着席)

それでは、議案第2号のその他の案件の審議に入りたいと思います。事務局説明をお願いします。

係 長

では改めてご説明申し上げます。2ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。件数は2件で、畑2筆のみ2,608㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。次ページをお願いいたします。

2-1ページをご覧ください。

2番でございます。申請人は小俣町明野の畑1筆を長屋住宅3棟 建築面積531.96㎡及び駐車場34台分としたいとの申請でございます。申請地は小俣町明野地内 明野北部公園より北西へ290mに位置する既存集落内に第3種農地でございます。現地調査の結果、自作地にございました。排水は西側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。また本案件は、総転用面積が1,000㎡を超えることから、都市計画法第29条に基づく開発案件にも該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

議案第2号につきましては以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、資金面からも転用確実に転用やむをえないものと判断しておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、その他の2号議案を許可いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第2号のその他の農地法

第4条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定し、2番につきましては、開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。まず3番につきましては中村 ^{なかむら} 猛 ^{たけし} 委員に関係する分でございます。しかしながら本日中村委員が欠席でございますので、順番に審議いたしたいと思っております。事務局の説明をお願いします。

係 長

それでは3ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。3ページをお願いします。件数は11件で、田が6筆の2,466㎡で、畑が6筆の6,388㎡ 計12筆の8,854㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次のページをお願いします。3-1ページをご覧ください。

1番でございます。こちらは売買でございます。受人は辻久留三丁目の畑1筆を譲り受けて、駐車場6台分としたい旨の申請にございます。なお、渡人は既に死去しており、相続財産管理人が設定されており、その相続財産管理人からの承諾を得ております。また受人は中古車販売を営んでおり、その中古車を置くために必要になったためとのことでございます。申請地は辻久留三丁目地内 市営住宅万所団地に隣接している用途地域内の第3種農地にございます。現地調査の結果、果樹が植わっており下もきれいだったので自作地と判断いたしました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として土留めを行います。

続きまして2番でございます。使用貸借にございます。借人は義理の父親名義の田尻町の畑1筆に、住宅2階建て1棟 建築面積82.81㎡を建てたいとの申請にございます。申請地は田尻町地内 勢田大橋より西へ150mに位置する用途地域内の第3種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地にございました。建ぺい率は34%、排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロック及び土留めを行います。

次のページをお願いします。3-2ページをご覧ください。

3番でございます。売買でございます。受人は東豊浜町の畑1筆を譲り受けて、太陽光発電設備 設置面積 265.87 m²としたいとの申請にございます。申請地は東豊浜町地内 市立豊浜東小学校より北東へ170mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地にございました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として周囲にフェンスを設置します。

続きまして4番でございます。贈与でございます。受贈者は村松町の畑1筆を譲り受けて、住宅平屋建て1棟 建築面積 92.67 m²を建てたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 国道23号 村松町4交差点より北へ350mに位置するおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地となります。第1種農地につきましては、転用は原則不可になるのですが、不許可の例外の規定がございまして、農地法施行規則第33条第4号に規定されております「住宅その他の申請に係る土地の周辺地域において業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、申請に係る農地の位置からみて集団的に存在する農地を蚕食しまたは分断するおそれがないものと認められるもの」に該当し、例外的に許可し得るものと事務局内で協議して判断して上程したものでございます。現地調査の結果、自作地と判断されました。また土地の分筆を見ると、後ろ側の農地がいわゆる袋地になってしまうのですが、その対策として申請地内を通ることとするので袋地にはならないようにするとのことでございました。建ぺい率は33%で、排水は浄化槽をへて南側既設排水路へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置するとのことでございます。

次のページをお願いします。3-3ページをご覧ください。

5番でございます。こちらは売買にございます。受人である松阪市愛宕町で不動産業を営むカインドファクトリー株式会社 代表取締役 中西 秀さんが、上地町の畑2筆を譲り受けて建売住宅2階建て3棟 建築面積 234.39 m²としたい旨の申請にございます。申請地は道路を挟んで隣接しており、上地町地内 上地公園より東へ550mに位置する既存集落内の第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は33%で、排水は浄化槽をへて東及び南側の既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するものとします。

6番でございます。こちらは賃貸借でございます。借人である上地町で食品加工業を営む株式会社A-LINE 代表取締役 濱口 隆矢さんが上地町の畑1筆を借り受けて、隣接する受人の会社の従業員用の駐車場33台分としたいとの申請でございます。申請地は上地町地内 伊勢市城田支所より北西へ140mに位置する既存集落内の第3種農地でございます。現地調査の結果、自作地にございました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。なお、賃貸借期間は15年間となっております、その後双方に異議がない場合は継続することとなっております。

次のページをお願いします。3-4ページをご覧ください。

7番でございます。こちらは贈与でございます。受贈者は鹿海町の畑1筆を譲り受けて、駐車場3台分及び資材置場としたいとの申請でございます。申請地は鹿海町地内 掘割橋より南へ160mに位置する既存集落内の第3種農地でございます。現地調査の結果、自作地にございました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は整地のみで問題はないとのことでございます。

続きまして8番でございます。こちらは賃貸借でございます。借人である津村町で建設業を営む日本工業株式会社 代表取締役 山川敏彦さんが横輪町の田1筆を借り受けて資材置場としたい旨の申請でございます。申請地は横輪町地内 新横輪橋より南西へ650mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地にございました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として、土嚢を積むとのことでございます。なお、賃貸借期間は5年間としており、その後、双方異議がなければ延長するとのことでございます。

次のページをお願いします。3-5ページをご覧ください。

9番でございます。こちらは売買でございます。受人は二見町の田1筆を譲り受けて、周囲の宅地及び雑種地計4筆607.58㎡と一体利用して所要面積計625.58㎡について貸駐車場5台分としたい旨の申請でございます。申請地は二見町地内 国道42号 溝口北交差点より北へ40mに位置する既存集落内の第3種農地でございます。現地におきましては、相続する前に亡父が既に駐車場用地にしてしまったとのことで始末書の提出がなされており、よって現況地目は棒線となります。排水は雨水のみで東側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコン

クリートブロックを設置するとのことをごさいます。なお許可後、所有権が移転した後に隣接する土地で受人が経営するプロダクト総建株式会社へ使用貸借する予定とのことをごさいます。

10番をごさいます。こちらは賃貸借にごさいます。借人は小俣町元町の登記地目田、現況地目畑1筆764㎡の内328㎡を農業用駐車場8台分としたいとの申請にごさいます。いわゆる部分転用にごさいます。なお、借人は南西側の隣地の農地を含めてイチゴのハウス栽培を営農しており、ハウスが全部で12棟あり、規模も大きくなってきたために、そこで働く従業員や取引先の人のための駐車場としたいとの申請にごさいます。申請地は小俣町元町地内 近鉄小俣駅より北西へ440mに位置するおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農用地区域内農地にごさいます。農用地にごさいますので原則転用不可にごさいますが、不許可の例外にごさいますして、こちらは農地法第5条第2項ただし書きにごさいます、農用地利用計画に指定された用途に供するために該当するものは不許可の例外に該当するという規定に該当するものにごさいます。本案件につきましては、令和2年11月20日付で農林水産課より用途区分変更許可済みとなっております。現地調査の結果、自作地にごさいました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として法面を転圧するとしています。なお、賃貸借期間は5年間とし、その後双方に異議がない場合は継続することとなっております。

次のページをお願いします。3-6ページをご覧ください。

11番をごさいます。こちらは売買にごさいます。受人である小俣町本町で不動産業を営む有限会社 中村不動産販売 代表取締役 仲條 圭司さんが小俣町明野の畑1筆を譲り受けて、建売分譲住宅15棟総建築面積993.75㎡ 所要面積3,144.93㎡ 道路614.46㎡ 公園116.93㎡ 総面積実測3,876.32㎡としたい旨の申請にごさいます。申請地は小俣町明野地内 近鉄明野駅より北西へ360mに位置する既存集落内の第3種農地にごさいます。建ぺい率は31%、排水は西側既設下水道へ放流とし、被害防除はコンクリートブロック擁壁及びコンクリートブロックを設置します。なお本案件は、総転用面積が1,000㎡を超える開発案件であるために、都市計画法第29条に基づく開発案件に該当し、かつ3,000㎡を超えておりますことから、三重県農業会議の常設審議委員会への諮問案件も該当するものにごさいます。諮問につきまして

は、今回は委員のみなさまの任期の都合で常設審議委員会の開催日前に総会を開催しております関係上、お認めいただきましたら一度保留し、常設審議委員会の適切との答申が得られ、かつ三重建設事務所の開発許可が下りたら開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

議案3号は以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

泉委員

5番についてですが、2筆での建売住宅ということで、道路を挟んでおりますが、どのような計画になっているのですか。

係長

734-1に1棟、604-1に2棟の計画になっております。

議長

よろしいですか。ほかにございませんか。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということですので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、これらを承認し、許可することし、なお、11番につきましては、農業会議の常設諮問委員会への諮問案件であり、かつ開発案件でありますので、農業会議の常設諮問委員会の答申が得られた後に開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。

続きまして、議案第4号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

係 長

続きまして議案第4号 非農地証明願についてでございます。4ページをお願いします。件数は1件で、畑が1筆991㎡でございます。詳細についてご説明させていただきます。次のページをお願いいたします。

4-1ページをご覧ください。

1番でございます。村松町の畑、現況は雑種地でございます。本案件は願出者が相続する前に、亡くなった父親が昭和55年頃肉牛を飼育するために牛舎を建築し、その後倉庫及び物置を建てたということで、非農地証明の願い出が上がってきております。

議案第4号につきましては以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、4号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第4号 非農地証明願については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。

山神
(農林水産課)

それでは、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を説明させていただきます。まず、漢字の誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。5-7ページの64番及び66番について、「藤波」となっておりますが、正しくは「藤浪」さんです。修正をお願いいたします。また5-19ページの64番も同様に修正をお願いいたします。以上になります。それでは、5ページへお戻りください。件数は91件で、田が262筆の257,625㎡、畑が5筆の4,604㎡、計267筆の262,229㎡でございます。次のページの農用地利用集積計画の概要をご覧ください。

内訳といたしまして、

- ◇所有権の移転が3件で、田のみ3筆の4,711㎡。
- ◇1年間の利用権(賃貸借権)の設定が1件で、畑のみ1筆の500㎡。
- ◇1年間の利用権(使用貸借権)の設定が1件で、畑のみ1筆の1,566㎡。
- ◇2年間の利用権(使用貸借権)の設定が1件で、田のみ1筆の2,908㎡。
- ◇2年1ヶ月の利用権(賃貸借権)の設定が1件で、田のみ2筆の2,125㎡。
- ◇2年4ヶ月の利用権(賃貸借権)の設定が2件で、田が1筆の1,515㎡、畑が1筆の912㎡、計2筆の2,427㎡。
- ◇3年間の利用権(賃貸借権)の設定が12件で、田のみ25筆の22,282㎡。
- ◇4年3ヶ月の利用権(賃貸借権)の設定が1件で、田のみ2筆の2,410㎡。
- ◇5年間の利用権(賃貸借権)の設定が44件で、田のみ126筆の128,827.5㎡。
- ◇5年間の利用権(賃貸借権)の移転が13件で、田のみ31筆の22,984.5㎡。
- ◇5年間の利用権(使用貸借権)の設定が1件で、畑のみ1筆の585㎡。
- ◇10年間の利用権(賃貸借権)の設定が9件で、田のみ69筆の67,774㎡。

◇10年間の利用権（使用賃借権）の設定が2件で、田が2筆の2,088㎡、畑が1筆の1,041㎡、計3筆の3,129㎡。

以上件数は91件で、田が262筆の257,625㎡、畑が5筆の4,604㎡、計26筆の262,229㎡でございます。転貸抜きの件数は、田が231筆の234,640.5㎡、畑が5筆の4,604㎡、計236筆の239,344.5㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いたします。

議 長

農林水産課提案の議案について説明が終わりました。

このうち5-3ページの1番は、本日説明をいただきました農林水産課山神さんに関係する分でございます。ひとまず山神さんにご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思ひます。

（農林水産課 山神退席）

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

（異議なしの声あり）

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

ご異議なしとのことでございますので、議案第5号中の山神さんに関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、山神さんにお戻りをいただきたく思ひます。

（農林水産課 山神着席）

続きまして11番から5-4ページの18番までは中西 なかにし よしお 善夫委員に関係する分でございます。ひとまず中西委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思ひます。

(中西委員退席)

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第5号中の中西委員に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、中西委員にお戻りをいただきたいと思います。

(中西委員着席)

それでは、議案第5号のその他の案件について審議に入りたいと思います。何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

山添委員

所有権移転の3件について、柏町の土地の値段がとても安いのですが、現状このような相場ですか。

山神
(農林水産課)

前に耕作していただいていた方が離農されることとなり、急ぎで次の方を見つけたかったためにこのような値段設定になったと聞いております。

北村委員

少し安めですがこの程度の値段です。相場と大きな差はありません。

議長

ほかにございませんか。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、議案第5号中のその他について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしとのことでございますので、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)は、これを承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。

係 長

続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。

1. 農用地利用集積計画の中途解約について

……4件(説明内容記録省略)

2. 農地利用変更届出書について

……7件(説明内容記録省略)

報告事項は、以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長

以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特にご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。

吉田委員

質問よろしいでしょうか。利用権の解約の3番について、11月2日に結んだばかりで解約されていますが、何か理由があったのですか。

係 長

解約理由の詳細については伺っておりませんが、双方の合意の上で書類が提出されているので受けざるをえませんでした。

<p>議 長</p>	<p>ほかはよろしいですか。引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>現地調査のお願いでございます。現地調査におきましては、今月の実施予定日は12月23日（水）、24日（木）の予定です。現体制は明日の12月10日を持ちまして任期が終了し、11日からの現地調査は新体制で実施となります。しかしながら11日から新しく任命された委員様におかれましては何もわからないまま行っていたのは大変酷い話となりますので、引き続き農業委員をしていただく方にご無理を言ってお願いさせていただきました。よって、</p> <p>12月23日（水） 吉田 保 委員 大西 正義 委員 12月24日（木） 泉 一嘉 委員 森川 正弘 委員</p> <p>にそれぞれお願いいたします。そして1月以降の現地調査におきましては、1月の総会にて事務局案にて予定表を提示させていただき順番を決めたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。</p> <p>それでは、特にないようでございますので、第180回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。今回を持ちましてこの体制での総会は終わりでございます。3年間ありがとうございました。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____